

TOPICS 01

国民健康保険税のおしらせ

■国民健康保険税とは？

加入者の皆さんが、病気やケガをした時の医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用として活用されます。1年間の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分を合計した金額です。①～③それぞれの税額は次の表から計算します。



■令和4年度の国民健康保険税の税率が決定しました

国の税制改正により、①医療給付費分と②後期高齢者支援金分の課税限度額が次のとおり引き上げられます。

	課税対象	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
(a) 所得割	令和3年中の所得の課税対象額	8.20%	2.75%	2.60%
(b) 資産割	令和4年度固定資産税のうち、土地・家屋にかかわる部分の額	18.50%	7.00%	5.70%
(c) 均等割	被保険者1人あたり	23,800円	6,600円	9,000円
(d) 平等割	1世帯あたり	27,800円	10,000円	8,400円
課税限度額 (増減)	①～③それぞれで、(a)～(d)の合計金額は課税限度額を上限とします。	650,000円 (+20,000円)	200,000円 (+10,000円)	170,000円

■未就学児の均等割額を減額します

子育て世代の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の均等割額を5割減額します。**手続きの必要はありません。**

なお、所得による軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減後の額からさらに5割を軽減します。

世帯所得による軽減区分	現行均等割額 (軽減後の均等割額)	改正後均等割額 (5割減額した均等割額)	減額後の軽減割合
軽減なしの世帯	30,400円	15,200円	5割軽減
2割軽減の世帯	24,320円	12,160円	6割軽減
5割軽減の世帯	15,200円	7,600円	7.5割軽減
7割軽減の世帯	9,120円	4,560円	8.5割軽減

※均等割額は①医療給付費分と②後期高齢者支援金分の合計額です。③介護納付金分は年齢要件により未就学児には賦課されません。

[問合せ] 税務課 国保係 ☎44-1111 (内線1251)

公共施設で

ポケットWi-Fi

の無料貸出しを始めます！

7月1日(金)
から！

市では、市内公共施設の会議室などを利用される方に対し、オンライン会議などが開催できる環境を整備することを目的に、「公共施設用ポケットWi-Fi」を「無料」で貸出しします。

利用方法について

1. 会議室などの予約に合わせて、「ポケットWi-Fi」の利用を各施設に申請
2. 申請を受けた施設は、貸出し可能か確認後、申請者に回答
3. 利用当日、会議室などの利用時間に合わせて「ポケットWi-Fi」を貸出し



TOPICS 02

後期高齢者医療保険料のおしらせ

■令和4年度の保険料について

令和4年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。

保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、団塊の世代が75歳になり始めることによる医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、一部引き上げられることになりました。

納めていただく保険料は、公費や現役世代からの支援金とあわせて、後期高齢者医療制度運営のための大切な財源となります。被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。



	令和2～3年度	令和4年度	増減
均等割額（被保険者全員が納める額）	44,400円	44,400円	なし
所得割額（所得に応じて納める額）	8.30%	8.80%	+0.50%
賦課限度額（1年間の上限額）	640,000円	660,000円	+20,000円

■保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、均等割額（被保険者が全員納める額）と所得割額（所得に応じて納める額）の合計で決定されます。

均等割額 ^{※1} 44,400円	+	所得割額 基礎控除後の所得 ^{※2} ×8.80%	=	年間保険料 (100円未満は切り捨て) 賦課限度額：660,000円
--------------------------------------	---	---	---	---

※1 世帯の所得が低い方などには軽減措置（2割・5割・7割）があります。

※2 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除（430,000円）を差し引いた額です。

■交通事故などにあつたときは

交通事故や暴力など、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けるときは、必ず平川市へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。届出がないと被保険者証を使えないことがあります。

[問合せ] 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821、税務課 国保係 ☎44-1111（内線1251）

注意事項

1. パソコンなどの端末は利用者が準備してください。
2. 端末との接続、操作は利用者が行ってください。
3. 利用する施設以外への持出しはできません。
4. 詳細な遵守事項、禁止行為などが記載されている利用規約に同意の上ご利用ください。
※利用規約は市ホームページでご確認ください。



貸出対象施設

- ・文化センター
- ・生涯学習センター
- ・碓ヶ関公民館
- ・ひらかわドリームアリーナ

[問合せ] 政策推進課 情報システム係
☎44-1111（内線1416）

TOPICS 03

ひとり親家庭などの就業支援講習会

あなたの「やってみたい」を
応援します！

ひとり親家庭の親または子、寡婦の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

●募集期間／7月12日(火)～8月9日(火)

●受講料／無料

(教材費、各種試験などの受験料は本人負担)

※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担となる場合があります。

●申込方法／所定の申込書にてお申し込みください。

※写真添付(4×3cm)が必要です。申込書は子育て健康課子ども支援係の窓口にあります。

※**受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。**

パソコン講習会(個別指導)

▶内容／全34時間

(講習30時間・セミナーなど4時間程度)

①パソコン講習

(ワード、エクセル、パワーポイント他)

- ・受講生の希望やレベルに合わせた内容
- ・検定試験は講習会終了後、希望する科目の選択により受験

②就活応援セミナー(開講日)

③支援制度セミナー・

ひとり親家庭生活支援懇話会(開講日)

▶期間／8月29日(月)～11月25日(金)

▶時間／平日 9:20～20:30

土曜日 9:20～12:10

上記の時間中で各受講生とスクールとの調整により決定。

▶会場／S.K.K.情報ビジネス専門学校
(弘前市大字徳田町1-3)

▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦

▶定員／10人

介護職員初任者研修

▶内容

①介護職員初任者研修

(平日日中の16回の実技スクーリング、自宅学習、レポート提出)

②支援制度セミナー・

ひとり親家庭生活支援懇話会(必須)

▶期間／9月16日(金)～令和5年1月6日(金)までの毎週金曜日(祝日を除く)

▶時間／10:15～17:20

▶会場／ニチイ学館弘前教室
(弘前市大字表町2-11アプリーズ4階)

▶対象／ひとり親家庭の親や子、寡婦

▶定員／6人

※支援制度セミナーは、11月25日(金)18:50～20:30、S.K.K.情報ビジネス専門学校(弘前市大字徳田町1-3)で開催予定です。



調剤薬局事務講習会

▶内容／全24時間(12回)

①調剤薬局事務講習(21時間)

②就活応援セミナー

③支援制度セミナー・

ひとり親家庭生活支援懇話会

▶期間／10月7日(金)～11月15日(火)

毎週火曜日・金曜日

▶時間／18:30～20:30

▶会場／ニチイ学館弘前教室
(弘前市大字表町2-11 アプリーズ4階)

▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦

▶定員／10人



調理師試験準備講習会

▶内容／令和4年度調理師試験の受験準備のための講習会

▶期間／9月の予定(日程調整中)

▶時間／未定

▶会場／弘前市(会場未定)

▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦で令和4年度調理師試験の受験申請をされた方

▶定員／4人



[申込み・問合せ]

子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111(内線1151)、(公財)青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152

TOPICS 04

住宅の耐震診断や耐震住宅へのリフォーム・建替えを支援します

市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」と「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を実施しています。

地震に強い建物か1万1,000円で診断できます

平川市木造住宅耐震診断支援事業

募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 11月30日(水)

●診断費用／自己負担額1万1,000円

※診断費用総額14万7,000円のうち13万6,000円は市が負担します。

※対象住宅の延べ面積が200㎡を超える場合は自己負担額が割増しになります。

●対象者

市内に対象住宅を所有している方、またはその親族

●対象住宅／昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

●必要書類

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
- ④住宅の概要がわかる図面
(案内図、配置図、平面図など)
- ⑤2面以上の外観写真
- ⑥建築物の所有者が確認できる書類
(登記簿謄本、登記済証など)
- ⑦市税の納税証明書

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



耐震住宅へのリフォーム・建替えで最大100万4,000円を支援！

平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業

募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 10月31日(月)

●補助金額／建替え工事または耐震改修工事の耐震化にかかる費用の23%相当額で最大100万4,000円

●対象者／市内に対象住宅を所有し、工事の完了後に住む方、またはその親族

●対象住宅／昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅で、耐震診断により評点が1.0未満と診断されたもの

●対象工事／既存住宅と同じ敷地内で行う建替え工事または耐震化のために補強を行う改修工事

●必要書類

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③耐震診断結果報告書の写し
- ④青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事のみ）
- ⑤市税の納税証明書
- ⑥工事見積書（耐震化にかかる費用がわかるもの）
- ⑦工事概要がわかる図面
(案内図、配置図、平面図など) 他

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ] 建築住宅課 営繕係 ☎44-1111 (内線2234)

TOPICS 05

ブロック塀などの耐震改修で最大12万円を支援します

市では、ブロック塀などの地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市ブロック塀等耐震改修促進支援事業」を実施しています。

募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 11月30日(水)

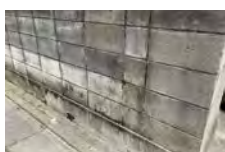
●補助金額／最大12万円

●対象者／市内に対象となるブロック塀などを所有している方、またはその親族

●対象となるブロック塀

緊急輸送道路、避難路に面しているブロック塀で、耐震診断の結果、不適合の項目があったもの

●対象工事／市内にあるブロック塀などの耐震改修工事または除却工事



●必要書類

- ①申込書
- ②誓約書兼同意書
- ③本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ④建築物の所有者を確認できる書類
(固定資産税納税通知書、登記簿謄本など)
- ⑤市税の納税証明書
- ⑥工事見積書（耐震改修に要する経費がわかるもの）
- ⑦工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑧耐震改修計画 他

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ] 建築住宅課 営繕係 ☎44-1111 (内線2234)

TOPICS 06

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限
が近づいています

■特別弔慰金の趣旨

戦後75周年にあたり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをはせ、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による最も先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者などの子
 3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件により、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■請求期限 令和5年3月31日

※この期限を過ぎると請求できなくなります。

※既に請求されている場合、改めての請求は不要です。

※令和2年4月1日以降に支給対象者が亡くなった場合、相続人による請求が可能です。

■留意事項

1. 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、受け取った方が責任をもって行うことになります。
2. 請求者と支給順位が同順位の方が複数いる場合は、その支給の裁定をもって、同順位の方全員に対してしたものとみなされます。
3. 請求受付後から「記名国債」の交付まで、6か月から1年程度の期間を要します。

■請求窓口 健康センター内 福祉課 福祉総務係
尾上総合支所 庶務係
碓ヶ関総合支所 庶務係

[申込み・問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

令和4年 春の叙勲・危険業務従事者叙勲
～受章者をご紹介します～

瑞宝単光章

児童福祉功労

葛西 美代子さん

日沼地区 64歳



看護師として青森市の若葉乳児院での勤務を始めてから、30年以上にわたって勤務を続けられ、その間、家庭支援専門相談員を10年以上勤められています。

「受章できると思っていなかったのですが、まだ夢のようです。とにかく子どもが大好きという気持ちでこの仕事を続けてくることができ、そのおかげで、これまで接してきた子どもたちを通してたくさん学ぶことができました。後継者の育成にも取り組みながら、これからも子ども達の支援に関わることに携わっていきたいと思っています」と話されました。

瑞宝単光章

防衛功労

内山 勝彦さん

尾崎地区 61歳



高校を卒業後、陸上自衛隊へ入隊。以来、36年に渡り、日本の平和や国民の生命と財産を守るということを、常に心に銘じながら、各種訓練や災害派遣など幅広い業務に従事されました。

今回の受章について、「今回受章することができたことは、無事、36年間の業務遂行を支えてくれた、家族を始めとした関わった全ての人のお陰だと思っています。今までは国民の生命と財産を守るために取り組んできましたが、これからは地域のため、社会福祉のため精進していききたいと思います」と話されました。